（届出事項）

第百十一条　法第七条の二第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～十九　略］

二十　削除

［二十一～二十五の二　略］

2　法第七条の二第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一・二　略］

三　削除

［四～六　略］

3　［略］

4　信用協同組合等、信用協同組合代理業者又は信用協同組合電子決済等代行業者は、法第七条の二第一項から第三項までの規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあっては、同号に規定する書面）を添付して金融庁長官等に提出するものとする。

一　［略］

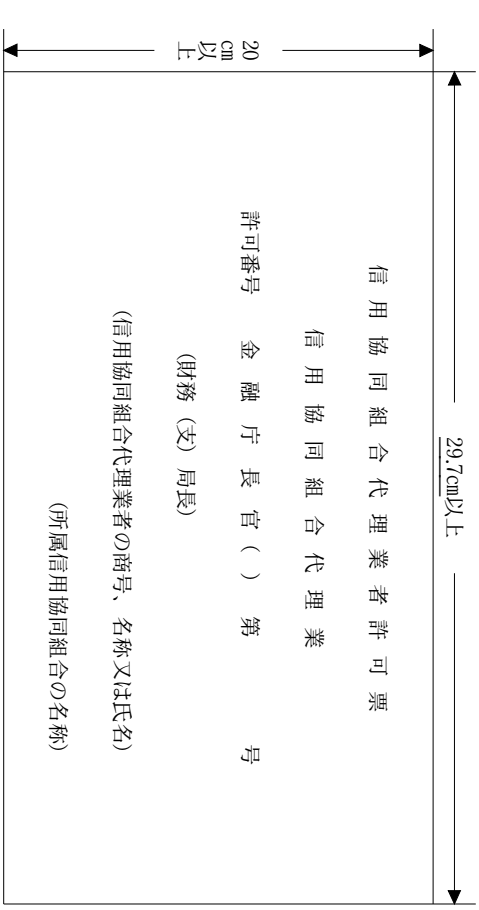
［号を削る。］

二　［略］

三　［略］

［5～8　略］

別紙様式第12号（第86条関係）



（届出事項）

第百十一条　［同上］

［一～十九　同上］

二十　信用協同組合等が銀行法第二十一条第一項又は第二項の規定により作成した書面（銀行法第二十一条第三項の規定により作成された電磁的記録を含む。）について縦覧を開始した場合

［二十一～二十五の二　同上］

2　［同上］

［一・二　同上］

三　銀行法第五十二条の五十一第一項の規定に基づき同項に規定する書面（銀行法第二十一条第三項の規定により作成された電磁的記録を含む。）について、縦覧を開始した場合

［四～六　同上］

3　［同上］

4　信用協同組合等、信用協同組合代理業者又は信用協同組合電子決済等代行業者は、法第七条の二第一項から第三項までの規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあっては、同号に規定する書面）を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一　［同上］

二　第一項第二十号に掲げる場合　同号に規定する書面

三　［同上］

四　［同上］

［5～8　同上］

別紙様式第12号（第86条関係）

